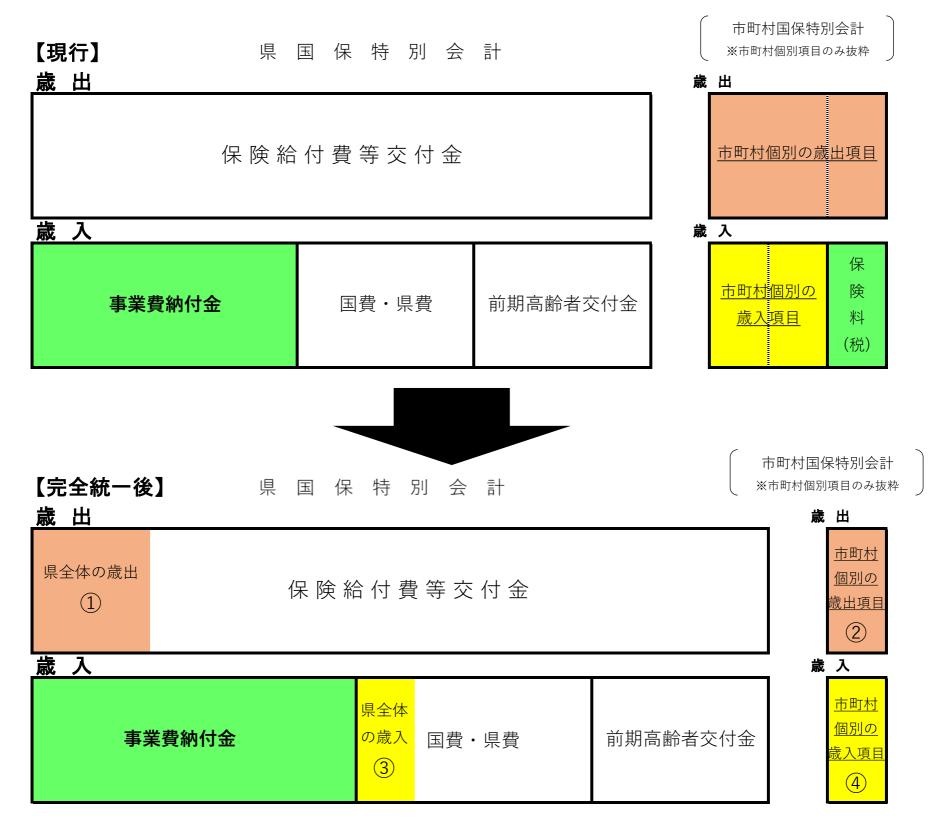
令和7年度 宮城県国民健康保険運営協議会 (第1回) 令和7年10月24日 宮城県保健福祉部国保医療課

保険料(税)水準統一における市町村個別歳出・歳入の取扱いについて

完全統一に向けた取組として、市町村国保特別会計における個別の歳入・歳出項目の取扱いについて検討する。

具体的には、都道府県単位に変更する、又は市町村個別のものとしつつ保険料に影響しない取扱いとする。



- 市町村国保特別会計における個別の歳出項目について、<u>①県国保特別会計の歳出項目と</u> する(保険給付費等交付金の対象とする)。又は、<u>②市町村個別の歳出項目</u>としつつ、保 険料以外の市町村独自の財源を充当することで、保険料に影響しないような取扱いとする。
- 市町村国保特別会計における個別の歳入項目(市町村に交付されていた国費・県費)について、③県国保特別会計の歳入項目とする(納付金の縮減)。又は、④市町村個別の歳入項目としつつ、保険料抑制以外に活用することで、保険料に影響しないような取扱いとする。